

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、貿易事務、管理業務、採用業務等に従事していた。

請求人によると、同僚等からの嫌がらせ、いじめ、会社からの退職の強要などにより、平成○年○月中旬頃から朝起きられなくなるなど体調を崩し、仕事を休むことが多くなり、その後も会社からの退職の強要は続いたことから、更に体調不良になったという。

請求人は、平成○年○月○日、C医療センターに受診し、「適応障害、うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したものと判断する旨述べている。当審査会としても、E医師の意見及び請求人の申述等を踏まえたD医師の意見は妥当であり、請求人は、平成○年○月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。

(4) 請求人は、評価期間における業務による心理的負荷として、①平成○年○月以降会社との間で5回面談が行われ、その中で会社から退職を勧められたこと、②平成○年○月○日にFグループ長が腕を組んできたことなどを主張する。

(5) 上記①の出来事は、認定基準別表1の「退職を強要された」(平均的な心理的

負荷の強度「Ⅲ」)に該当する。

この出来事に関し、Fグループ長は、会社側が請求人の母と行った面談の目的の一つに、請求人の「今後について」があり、会社は再就職支援も行っているので、再就職の方法論を説明する目的もあった旨述べているが、一方で、これは会社での勤務を継続しても請求人のためにならず、会社以外でも請求人の能力を発揮できる仕事があるのではないかと考えた上でのことであり、退職勧奨とは思っていない旨述べている。また、同人は、請求人は再就職する意思はないとのことで、面談を行いながら配置転換の話を同時に進めていた旨述べ、さらに、5回目の面談では、関連会社であるGのスイミングスクールへ出向してもらうことを伝えたところ、請求人の母は「こんなチャンスをいただけてありがたい。」と話していた旨述べている。

これらのことから、会社側と請求人及び請求人の母との5回の面談は、請求人の職場での状況を請求人の家族に伝えることなどを目的としたものであり、かつ、請求人が退職の意思のないことを確認して以降、会社は請求人に執拗に退職を求めず、むしろ、雇用継続として会社（関連会社）内での異動を考慮していたことが認められる。

したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2（2）イ（イ）に説示のとおり、当該出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (6) 上記②の出来事は、認定基準別表1の「セクシュアルハラスメントを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当する。

同出来事についてみると、腕を組んだ現場にいたのは、Fグループ長と請求人のみで、Fグループ長は記憶にない旨述べ、これを否定している。しかしながら、Fグループ長は、記憶にないとメール送信の事実を認めていないものの、同人が、請求人に「セクハラ！？ご勘弁を。」とメールを送信していることが、請求人の携帯電話の受診履歴から確認でき、当該メールについて、同人は食事中にセクハラ発言と誤解される表現をしたかもしれないと気づいたので、そのフォローをした可能性がある旨述べている。

このことから、Fグループ長は腕を組んだことを意識して「セクハラ！？ご勘弁を。」とメールを送ったとも推認でき、また、労働基準監督署からの聴取におけるFグループ長の記憶がない旨の申述は、上記状況を鑑みると信憑性がないことから、腕を組まれたとの請求人の主張を否定することはできない。しか

し、請求人がはっとしてFグループ長を見た瞬間に同人は腕を組むのを止めたこと、同行為を継続していないこと、また、胸や腰の接触にも当たらないことから、当審査会としては、当該出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (7) 請求人は、上記(4)のほか、本件疾病の発病に影響した出来事として、①請求人にのみ携帯電話及び名刺が支給されなかったこと、②パンフレット等の運搬で腰痛を発症したが、Fグループ長が労災申請に応じなかったこと、③石綿が使われた可能性のある倉庫で作業をしたことについても主張する。

①について、Fグループ長は、携帯電話は支給されないのが基本であり、また、名刺は交換する場がなかったため支給しなかった旨述べ、Hも、請求人には携帯電話を渡す必要がなかった時期と思う旨述べていることからすると、請求人には携帯電話及び名刺は支給する必要性がなかったことが認められ、業務による出来事としては評価できない。②について、具体的な腰痛発症日が確認できないこと、会社関係者の申述からも腰痛の発症を確認できないことから業務による出来事としては評価できない。③について、石綿は既に除去されていたことから、業務による出来事としては評価できない。

- (8) 上記のとおり、請求人には評価期間における業務による出来事として「弱」の出来事が2つ認められるが、これらの出来事の全体評価も「弱」であって「強」には至らず、当審査会としても請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない判断する。

なお、請求人は、発病後の出来事についても主張するが、同人は平成○年○月○日、C医療センターに受診後、平成○年○月○日に治療を再開するまでの間、一度も医療機関に受診していない。これは寛解していない状態で受診を再開している。認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について業務上の疾病として取り扱うとされているが、平成○年○月○日以前おおむね6か月の間に、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないことから、業務による心理的負荷が原因で悪化したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。